

大分県は「指定希少野生動植物」にクボハゼ、チクゼンハゼを追加指定する案をまとめました。

**県が保護指定へ**



▲ クボハゼ



## ▼チクゼンハゼ

県は絶滅の恐れがあるため、条例で捕獲や所持を禁止して保護する「指定希少野生動植物」に県内の河口域に生息するクボハゼ、チクゼンハゼ（ともにスズキ目ハゼ科）を追加指定する案をまとめた。県民の意見を募っている。制度が始まった2006年度以降、県は18種の動植物を指定しており今後も増える見通し。専門家らは「生息地の環境保全の意識を高めることが大切だ」と訴えている。（写真はともに県提供）

①指定希少野生動植物とは、どういう恐れのある動植物で、どのようなことが禁止されますか。

クボハゼは環境省、大分県ともにレッドデーターフィルムで近い将来に絶滅の危険性が高い「IB」に分類。専門家や県によると、中津川河口の砂泥にしか生息できない、体長3.5mほどのアナジャコやカニといったほかの生物がつくれた穴に産卵する。だが護岸工事の埋め立てや掘削、水質の汚濁で生息地が失われてしまつた。

チクゼンハゼは県が「I-B」、環境省が絶滅の危機が増大している「II」に分類。クボハゼと生息地や生態面する環境は似ており、個体数が減っている。国や県はいずれのハゼも「日本固有の種」の一種。進化を考える上で重要な位置付け。生息は県外でも確認されている。

1月に県内の動植物の専門家らでつくる指定希少野生動植物の検討会が開かれ、県環境審議会で承認され指定される。検討会のメ

# 河口に生息 絶滅の恐れ 捕獲・所持を禁止

追加指定案に關する旨は郵送、ファクス、電子メールで12日まで募集。問い合わせは同課(云-0975006・3022)まで。

(2014年3月7日朝刊21面)

②個体数が減っている理由は、どういったことが考えられますか。

③動植物を守るために、どういったことに気を付ければいいと思いますか。考えてみよう。